（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電線共同溝への電線の敷設工事に係る貸付申請の手続） **第五条**　都道府県又は市町村は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。 一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域又は同法第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定により指定された歩行者利便増進道路の区域において建設される電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。次号及び第三号において単に「敷設工事」という。）に係る都道府県又は市町村の当該年度における貸付けの金額及びその時期 二～四　（略） （自動運行補助施設の設置工事に係る貸付申請の手続） **第六条**　都道府県又は市町村は、法第五条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。 一　道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けて行われる自動運行補助施設の設置工事（次号及び第三号において単に「設置工事」という。）に係る都道府県又は市町村の当該年度における貸付けの金額及びその時期 二　都道府県又は市町村の貸付けを受ける自動運行補助施設設置者（令第五条第二項第二号に規定する自動運行補助施設設置者をいう。次号において同じ。）の当該年度における設置工事に関する工事実施計画の明細 三　都道府県又は市町村の貸付けを受ける自動運行補助施設設置者の当該年度における設置工事に関する資金計画の明細 四　都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件 （特定連絡道路工事施行者になろうとする者の申請の手続） **第七条**　特定連絡道路工事施行者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。これを変更する場合も、同様とする。 一～四　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一　既存の法人にあっては、次に掲げる書類 イ～ホ　（略） へ　法第六条第一項の承認を受けたことを証する書類 二　法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類 イ～ニ　（略） ホ　法第六条第一項の承認を受けたことを証する書類 三　（略）	（電線共同溝への電線の敷設工事に係る貸付申請の手続） **第五条**　都道府県又は市町村は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。 一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。次号及び第三号において単に「敷設工事」という。）に係る都道府県又は市町村の当該年度における貸付けの金額及びその時期 二～四　（略） （新設） （特定連絡道路工事施行者になろうとする者の申請の手続） **第六条**　特定連絡道路工事施行者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。これを変更する場合も、同様とする。 一～四　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一　既存の法人にあっては、次に掲げる書類 イ～ホ　（略） へ　法第五条第一項の承認を受けたことを証する書類 二　法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類 イ～ニ　（略） ホ　法第五条第一項の承認を受けたことを証する書類 三　（略）